

1 育英奨学資金制度の目的

県内に住所がある方の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に進学後、奨学資金の貸与を希望する方に対して、進学前に予約奨学生（採用候補者）の募集をします。

この制度は、経済的理由により修学が難しい方に対して、育英奨学資金を貸与することにより、社会に役立つ人材を育成することを目的としています。

※この奨学金は返還の必要があるものです。

10年以上の長い返還期間となりますので、しっかりと生徒と保護者とで話し合ってから貸与を受けてください。

2 募集人数 250人

3 貸与月額（予定）

国公立の高等学校等	自宅通学	月額	18,000円
	自宅外通学	月額	23,000円
私立の高等学校等	自宅通学	月額	30,000円
	自宅外通学	月額	35,000円

※自宅外通学：申請者が生計を同一にする世帯から離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃等がかかる場合

4 貸与期間

高等学校等に入学してから、正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還方法

- (1) 奨学資金は利子がつきませんが、借りた後15年以内（途中辞退・退学の場合は10年以内）に、半年払い又は毎月払いのうちのどちらかの方法で返還しなければなりません。返還方法は口座からの自動引き落としとなります。

（返還額…3年間（36ヶ月）貸し付けを受け、15年で返還する場合）

区 分	貸与総額	半年払いを選択した場合		毎月払いを選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000円	21,600円	全30回 (7,12月返還)	3,600円	全180回 (毎月返還)
国公立〔自宅外〕	828,000円	27,600円		4,600円	
私立〔自宅〕	1,080,000円	36,000円		6,000円	
私立〔自宅外〕	1,260,000円	42,000円		7,000円	

- (2) 奨学資金を返還しないときは、延滞金が加算されます。

- (3) 奨学資金は保護者ではなく、申請者本人に貸付けを行います。よって、申請者本人が学校を卒業等した後に返還を行うことになります。

返還された奨学資金は、新たな貸付資金となり、後輩奨学生に引き継がれていきます。貸与を受けられる方は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

6 申請資格

次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に住所がある方の子等で、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校中等部の第3学年又は義務教育学校の第9学年に在学し、令和8年度に高等学校等へ入学をしようとする

る方であること。

- (2) 申し込む方の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準以下であること。
- (3) 鳥取県から同種類の奨学資金を借りる又は給付を受ける予定がないこと。
- (4) 鳥取県以外の者から、鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の無利子貸与又は給付を受ける予定がないこと。
- (5) 県内に住所を有する方と生計を同じくしていること。
- (6) 修学に対する意欲があり、生活態度等が良好な方であること。

7 申請手続（提出書類）

奨学資金の貸与を希望する方は、次の書類を在学している中学校等に提出してください。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書（中学校在学時申請用）
- (2) 所得の証明書（申請者本人、乳幼児、就学者等を除く世帯全員分）※所得がない成人も所得証明が必要です。
令和6年分の市町村長が発行する所得証明書（令和6年1月1日から令和6年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの）
- (3) 特別の事情による控除（特別控除）を受けようとする方は、そのことを証明する書類（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）
- (4) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (5) 振込口座等登録（変更）申請書
- (6) 振込口座の通帳の写し等

8 申請締切

令和7年9月19日（金）

9 その他

- (1) 連帯保証人は申請者の親権者又はこれに代わる方とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の方（同居不可）としてください。
- (2) 募集定員より申し込みが多い場合は、世帯の所得等を勘案し、選考により採用者を決めます。選考の結果（貸与予定者の決定）は、令和7年12月上旬頃、学校等を通してお知らせする予定です。
- (3) 奨学資金は、高等学校進学後も募集がありますので、今回貸与予定者に採用されなかった方も進学後再度申し込みをすることができます。
なお、令和8年度中に高等学校等に入学ができなかった場合は、貸与予定者としての資格は無くなります。

10 今後の予定

令和7年9月19日	中学校等への申請書提出期限
令和7年12月上旬	選考結果を学校等を通して申請者へ連絡（貸与予定者の決定）
令和8年5月下旬 （高等学校等進学後）	高等学校等への進学が確認できた後、貸与を開始

※県外の学校に在学されている方は、学校を経由せずに手続きを行っていただく場合があります。詳しい手続きについては、当県教育委員会事務局育英奨学室までお問い合わせください。

11 問い合わせ先

〒680-8570
鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局育英奨学室
(電話) 0857-29-7145

別表第 1

所得基準額表

区 分		令和 6 年分所得	備 考	備考
世帯人員	1 人	6, 4 3 0 千円	世帯人員が 7 人を超える場合は 1 人増すごとに 1 6 0 千円を加算する。	1 生計を一にする世帯のうち、就学者を除く全員の所得額合計から、別表第 2 の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。
	2 人	7, 2 9 0 千円		
	3 人	7, 6 4 0 千円		
	4 人	7, 8 6 0 千円		
	5 人	8, 0 7 0 千円		
	6 人	8, 2 5 0 千円		
	7 人	8, 4 1 0 千円		

【参考：保証債務に関する Q & A】

Q 1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。 A 1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。 保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。
Q 2. 返還している中途に連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？ A 2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。
Q 3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？ A 3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。（例：光熱水費等の同月の請求書）
Q 4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？ A 4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、15 年間の返還の保証をお願いするので、なるべく 65 歳以下の方としてください。 また、保証人にも返還を求めることがあります（Q 1 参照）ので、所得や返還の資力がある方としてください。

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額				提出書類	
A 世帯を対象とする 控除	(1)母子・父子家庭	490千円				なし	
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		80千円		なし	
		中学校		160千円			
				自宅通学	自宅外通学		
		高等学校	国公立	280千円	470千円		
			私 立	410	600		
		高等専門学校	国公立	360	550		
			私 立	600	800		
		大学	国公立	590	1,020		
			私 立	1,010	1,440		
		専修学校	高等課程	国公立	170		270
			高等課程	私 立	370		460
			専門課程	国公立	220		620
			専門課程	私 立	720		1,120
(3)障がい者等のいる世帯	障がい者等1人につき 860千円				障害者手帳、療育手帳の写し等		
(4)長期療養者のいる世帯(長期とは、おおむね3か月以上とする)	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				令和6年分の医療費に係る領収書の写し		
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額。 ただし、710千円を限度とする。				主たる家計支持者が別居していることで生じる令和6年分の家賃及び光熱水費の領収書の写し		
(6)火災・風水害・盗難等の被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。				災害を受けたことが分かる書類及び将来長期にわたって支出増または収入減になると思われる年額の積算表		
B 本と人する対 象除		280千円				なし	

- 備考
- 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
 - 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
 - 3 A欄の「(3)障がい者等のいる世帯」による控除は、障害者手帳等の交付を受けている者、知的障がい者や身体障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者又は介護保険法上の要介護認定を受けている者に該当する場合に控除することができる。
 - 4 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
 - 5 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱水費に限る。
 - 6 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
 - 7 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

参 考

1 募集要項6申請資格（3）の「鳥取県から同種類の奨学資金～」について

（1）鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

高校生等奨学給付金

（2）鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

（例）看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）

母子父子寡婦福祉資金（鳥取県福祉保健部）

2 募集要項6申請資格（4）の「鳥取県以外の者から～」について

（1）鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

（例）（財）あしなが育英会奨学金・（財）交通遺児育英会奨学金

（貸与・給付月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る）

生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）

（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る）

（株）日本政策金融公庫（（旧）国民生活金融公庫）（国の教育ローン）

各金融機関の教育ローン

（2）鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

（例）（財）あしなが育英会奨学金・（財）交通遺児育英会奨学金

（貸与・給付月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）

生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）

（貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合）

※上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。

それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併給が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくは県教委事務局育英奨学室（0857-29-7145）までお問い合わせください。